外国関係会社に係る 額等相当額及び個別 額等相当額の控除に (その1)	控除対象所得税	事業年度又は 連結事業年度		年 月 年 月	日から 日まで	人			
政令第9条の7第7項だ		の有無							有 ・ 無
控除する金額の計算									
所得税等の額	①		円 国	税の控除額	3+	-4		5	円
控除対象所得税額等相当 除対象所得税額等相当額		控除対象所得税額等相当額又は個別控 除対象所得税額等相当額のうち⑤の額 を超える額 ②一⑤					6		
法人税の控除額		道府県民税の法人税割額 ⑫ ⑦							
地方法人税の控除額	控除する金額(⑥若しくは⑦のうち少 ない額又は⑩)								
各道府県ごとに控除する金額の明細									
事務所名称	又は事業所	地	従業者は後業の従業	控除すべ		各道に定した	府県ごとに た法人税害	削額	各道府県ごとに 控除する金額 (⑨又は⑩のう ち少ない額)
			者数人		9 円			10 	⑪
	_								
						400			(a)
合	計					12		[13